

国政評第126号  
平成31年3月28日

気象庁長官 殿

国土交通大臣

平成31年度に気象庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成31年度において気象庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

1. 防災気象情報の的確な提供及び地域の気象防災への貢献

気象、地震、火山現象、水象等の観測及び監視を的確に行うとともに、関係機関と密接に連携して、観測の成果等の収集及び活用を図る。

観測の成果及び予報・警報等の防災に資する気象情報を適時、的確にわかりやすく提供するとともに、気象防災の関係者と一体となって平時・緊急時・災害後の取組を進め、取組の内容を不断に共に改善することにより、地域の気象防災に一層貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 台風による被害の軽減を図るため、数値予報モデルとその初期値の精度の改善を進めるとともに、数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価などを通じて、台風中心位置の72時間先の予報精度について近年の改善傾向を維持すること。【主要】
- ・ 緊急地震速報の精度を維持するとともに、その迅速化を進め、日本海溝沿いで発生する地震については、緊急地震速報（予報）の第1報を発表するまでの時間（震度1以上を観測した地震について、震源で地震が発生してから発表するまでの時間）の平均値を、平成22年度～26年度の平均値（24.4秒）から、平成32年度には5秒以上短縮すること。【主要】
- ・ 気象庁が常時観測を行う50火山について、平成30年度末時点で噴火警戒レベルが運用

されていない7火山について、一般住民が居住していない硫黄島を除き、平成32年度までに噴火警戒レベルの運用開始を目指すこと。【主要】

- 市町村長への訪問による「顔の見える関係」の構築、ホットライン（气象台から市町村長へ気象状況の切迫性等を伝える電話連絡）、JETT（気象庁防災対応支援チーム）の派遣、緊急時の対応について气象台と市町村による共同での「振り返り」の実施等、平時・緊急時・災害後における地方气象台等による地方公共団体の防災対策への支援活動を強化する。あわせて、地域の防災力向上を支援する取り組みとして、「避難勧告等に関するガイドライン」（平成31年3月）の改訂内容を踏まえ地方公共団体とともにワークショップ形式の研修会の開催を積極的に進め、防災気象情報に対する一層の正確な理解を得つつ更なる防災気象情報の改善を進め、市町村における避難勧告発令の判断において防災気象情報が適切に利活用されるための取り組みを促進すること。【主要】
- 防災気象情報に対する一層の正確な理解を得つつ更なる防災気象情報の改善を進め、気象情報や自然現象から住民が自らの判断で状況に応じた主体的かつ的確な避難行動において、防災気象情報が適切に利活用される防災意識の高い社会の実現を目指し、全国各地の气象台においては、教育機関、防災機関（地方公共団体）、報道機関または専門的知識を有する民間団体への支援・働きかけにより、気象情報に係る普及啓発活動の裾野を拡大すること。【主要】

- 社会経済活動に資する気象情報・データの的確な提供及び産業の生産性向上への貢献  
社会経済活動に資する気象情報・データを的確に提供するとともに、ニーズと技術の進展を踏まえた産業界における気象データの利活用を促進し、新たな気象ビジネスの創出を推進することにより、幅広い産業の生産性向上に貢献する。

#### [具体的な目標]

- 地球温暖化対策に資するため、気象庁自らの観測データに加え、国際的な連携のもとで共有されたデータを用いて、海洋の二酸化炭素の吸収・蓄積に関する新たな手法の開発等を実施し、平成33年度までに、より高精度な海洋環境変動に関わる解析情報の新規作成を2件行い、海洋環境情報の充実・改善を図ること。
- 平成30年12月の気候変動適応法（平成30年法律第50号）の施行を踏まえ、地方公共団体の気候変動適応を支援するため、①法定地域気候変動適応計画に気象庁が提供する気候変動に関する情報が適切に利用されるための助言、②気候変動適応に関する会議等で地域の気候変動に関する情報等の解説、③気候変動に関する講演会等で地域の気候変動に関する講演を行うこと。【主要】
- 天気予報の精度向上を進め、翌日の「降水の有無」、「最高気温」及び「最低気温」の予報精度について近年の改善傾向を維持すること。【主要】
- 国土交通省生産性革命プロジェクトとして位置づけられている「気象ビジネス市場の創

出」を推進し、幅広い産業の生産性向上に一層貢献するため平成 32 年度までに、①基盤的气象データのオープン化・利用環境の高度化を推進し気象庁ホームページ等を通じて利活用されたデータ総量を年間 920TB 以上とし、②気象に関わる産学官の連携組織である「気象ビジネス推進コンソーシアム(WXBC)」の運営等を通じて産業界のニーズの把握や新たなシーズの掘り起こし、企業間マッチング等を進め、気象情報・データを他のデータとあわせて活用したビジネス（気象ビジネス）の創出に向けた取り組みを 12 件以上にすること。【主要】

### 3. 気象業務に関する技術の研究・開発等の推進

観測・予報のための基盤の充実を計画的に進めるとともに、産学官や国際連携のもと、先進的な観測・予報技術の研究及び開発を行い気象業務に反映させることにより、最新の科学技術に立脚した気象業務を推進する。

[具体的な目標]

- ・ 交通政策審議会気象分科会による提言（平成 30 年 8 月）における、2030 年には半日程度前から線状降水帯の発生・停滞等に伴う集中豪雨をより高い精度で地域を絞って予測する目標を踏まえ、平成 35 年度にまでに水蒸気の観測技術の高度化及びそのデータの数値予報モデルへの同化技術の研究開発を行うこと。【主要】

### 4. 気象業務に関する国際協力の推進

各国それぞれとの互恵的な国際協力・支援や国際機関を通じた活動を戦略的に進めることにより、我が国及び世界の気象業務の発展に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 気象衛星「ひまわり」の国際的な有効活用をより一層進め、東アジア・西太平洋各国の火山噴火の早期検出や噴火直後の噴煙、熱帯低気圧の構造変化の機動的かつ詳細な監視能力の向上等に貢献するため、外国気象機関からのリクエストに応じて機動観測を実施する「HimawariRequest（ひまわりリクエスト）」について、平成 33 年度までに 7 カ国の利用実績をあげること。【主要】